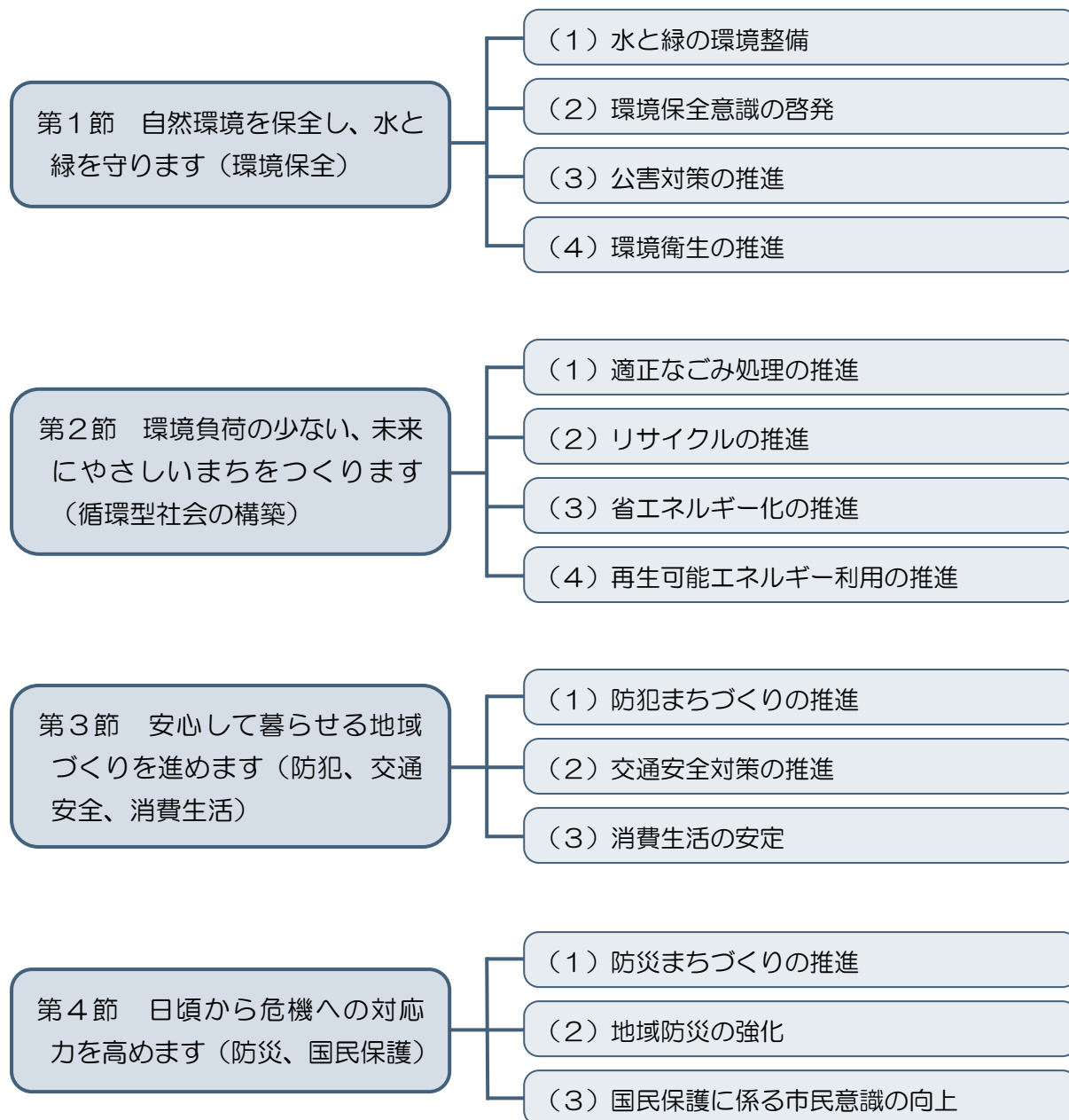


第2章 自然環境・生活環境（人と自然にやさしい持続可能なまちづくり）

■体系図



第1節 自然環境を保全し、水と緑を守ります（環境保全）

● 現状と課題

- ◆ 「第二次沼田市環境基本計画」に基づき、森林環境および水環境の保全のため、森林整備事業、林業の担い手育成、森林ボランティアとの連携、森林・木材に親しむ体験教室、治山・治水事業などを行っています。引き続き、様々な取組を継続していく必要があります。
- ◆ 環境保全意識の啓発を図るため、「環境フォーラム」や「緑のカーテン事業」などのイベントを含むさまざまな取組を行っています。効果的なイベントを開催し、環境教育を推進していく必要があるとともに、環境保全に取り組むボランティアの育成・支援が必要となります。
- ◆ 市内に多くの特定外来生物や要注意外来生物が侵入しており、自然環境に大きく影響を与えるものもあります。現在は、環境団体の協力を得ながら、玉原地区を中心に外来植物の除去を実施していますが、すでに広範囲に分布しており、大がかりな対策は困難であることから現状以上に広がることのないよう抑制することと啓発が課題となっています。
- ◆ 現在の公害は、従来の工場等での生産活動に伴う産業型公害から、人々の日常生活が環境に与える負荷によるものへと変化してきています。また、生活様式の多様化により周辺住民間の事案も増えています。騒音・振動の監視の徹底、公害苦情への適正な対応を行うとともに、PM2.5など公害発生時の情報提供を的確に行う必要があります。
 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の影響を低減するための除去作業は完了しましたが、市民の安心を確保するため、引き続き空間放射線量の監視を継続する必要があります。
- ◆ 環境衛生の推進のため、し尿の適正処理、公衆トイレの衛生的な維持管理などを行うほか、くらしの環境美化条例を制定し、公衆衛生並びに生活環境の向上に努めていますが、引き続き不法投棄や空き地等の対策が課題となっています。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
第二次沼田市環境基本計画	H27～H36	「さわやかな空気、澄んだ水、緑豊かな、自然にやさしいまち」を望ましい環境像に掲げ、自然と共生し、持続可能な社会を構築することを目的とする。



緑のカーテン(利根東小)

● 基本施策

（１）水と緑の環境整備

- ・ 森林整備事業を推進し、森林機能や水源環境の保全を図ります。
- ・ 体験教室の開催、ボランティアとの連携、担い手の育成を推進します。
- ・ 地場産木材の活用を推進します。
- ・ 河川環境を整備します。

（２）環境保全意識の啓発

- ・ 環境活動団体と連携し、環境保全意識の醸成に向けたイベント等を開催します。
- ・ 学校教育等を通じた環境教育を推進します。
- ・ 地域で活動する環境ボランティアの創出を図ります。
- ・ 特定外来生物や生物多様性についての啓発活動を推進します。

（３）公害対策の推進

- ・ 公害の未然防止対策を推進します。
- ・ 市民生活の安心確保のため、放射線監視を行います。

（４）環境衛生の推進

- ・ 環境衛生のため、し尿の適正処理を推進します。
- ・ 地域の環境保全や防犯のため、空き地や空き家対策を推進します。
- ・ 地域の環境美化のため、くらしの環境美化条例を推進します。また、不法投棄対策を強化します。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
ぬまた環境ネット加盟団体実施事業数	8事業	15事業	
不法投棄パトロール	年2回	年4回	



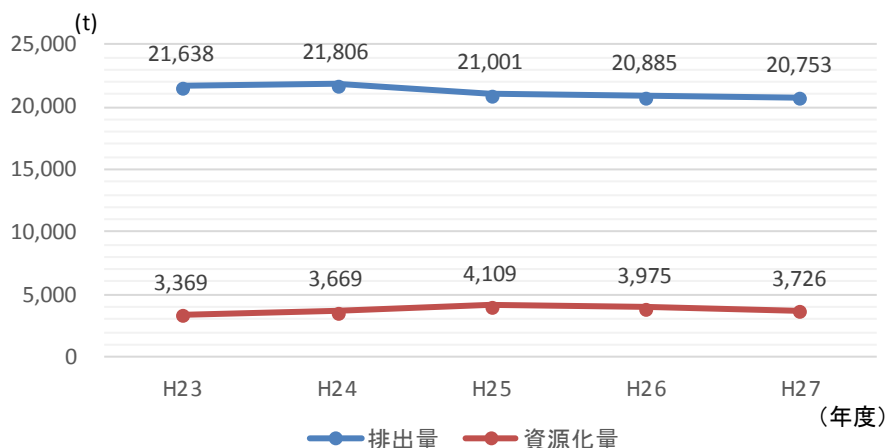
玉原高原ブナ移植

第2節 環境負荷の少ない、未来にやさしいまちをつくります（循環型社会の構築）

● 現状と課題

- ◆ ごみ処理については、ごみの分別の徹底とリサイクルの推進を図るため、新たに古着・古布などのリサイクル品目を増やし、ごみの減量化に取り組んできましたが、一般廃棄物最終処分場の埋立容量の減少から不燃ごみの最終処分を民間委託としました。循環型社会の構築のため、さらにリサイクルの推進やごみの減量化、最終処分場の確保に努め、ごみ処理の広域化を推進する必要があります。
- ◆ ごみの分別の徹底とリサイクルの推進のため、金属・ビン・ペットボトル・紙類に加え古着・古布や小型家電を実施し、リサイクル品目を増やしてきました。循環型社会の構築のため、リサイクルの推進、ごみの減量化、最終処分場やリサイクルセンターの新設と併せ、ごみ処理の広域化を推進する必要があります。
- ◆ 地球温暖化防止対策を推進するため、平成22年度に沼田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定し、啓発活動を行うとともに、市民・事業所・市による節電を中心としたさまざまな取組を実施しています。震災をひとつの契機として節電を中心に省エネ化し、市民レベルでも広く取り組まれています。更なる推進には、取組内容の徹底と今後設備的な部分が課題です。
- ◆ 平成21年度から住宅用太陽光・太陽熱普及のための補助事業を実施しています。小水力は可能性調査に基づき、そのうち1か所で基本設計を終えています。地中熱は2か所で実証実験を行いました。利用可能な再生可能エネルギーの把握と、市有施設等の有効活用、維持管理の面からも積極的に導入を進めていく必要があります。

■ ごみの排出量及び資源化量



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
第二次沼田市環境基本計画	H27～H36	「さわやかな空気、澄んだ水、緑豊かな、自然にやさしいまち」を望ましい環境像に掲げ、自然と共生し、持続可能な社会を構築することを目的とする。
沼田市一般廃棄物処理基本計画	H18～H32	ごみ減量化を最優先事項とし、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理原則の推進、本市は市民・事業者の取組を促進するための施策の実施など、三者の協働による取組を推進する。
沼田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H22～H62	低炭素社会の実現を目指し、地球温暖化の防止対策として温室効果ガスの削減を図るため、削減目標を定め、部門ごとの取組をまとめたもの。

● 基本施策

（１）適正なごみ処理の推進

- ・廃棄物の減量化と資源化の推進を図ります。
- ・効率的な収集体制を確立するとともに、塵芥中間処理の推進、し尿中間処理の推進を図ります。
- ・最終処分場の確保を含め適正な最終処分を推進します。
- ・循環型の処理を目指したごみ処理の広域化計画を推進します。

（２）リサイクルの推進

- ・資源の有効利用のため、ごみの資源化を推進します。このため、効率的な収集体制の確立、塵芥中間処理の推進、リサイクル施設の整備を図ります。

（３）省エネルギー化の推進

- ・地球にやさしいライフスタイルの普及などにより、地域での温室効果ガス対策を推進します。また、再生可能エネルギーの活用推進、カーボンオフセット事業の推進などに努めます。

（４）再生可能エネルギー利用の推進

- ・家庭への再生可能エネルギー導入に対する助成を行うとともに、公共施設への積極的な導入を図ります。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
ごみ減量化指標	20,885t	17,121t	
資源化指標	3,975t	4,109t	
温室効果ガス排出量（t-co ₂ 換算）	505,531 t-co ₂	478,000 t-co ₂	現状値は平成24年
太陽光発電設備設置によるco ₂ 削減量（助成事業）	909.7t-co ₂	1,825.5 t-co ₂	現状値は平成26年
補助による太陽光発電設備設置件数	596件	1,196件	現状値は平成26年

第3節 安心して暮らせる地域づくりを進めます（防犯、交通安全、消費生活）

● 現状と課題

- ◆ 犯罪の発生しにくい環境づくりを目的に、各行政区の要望に基づき防犯灯を設置し、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図っています。地域住民が主体的に活動できる環境づくりの構築が求められます。
- ◆ 子どもや高齢者などを交通事故から守るとともに、市民の交通安全意識の向上を図るため、交通指導員やタフティクラブによる交通安全教室を実施したほか、交通安全機関と協力して街頭指導等による広報活動を実施しました。交通事故件数を減少させるため、更なる交通安全教育の強化や安全対策の推進が望まれます。

生活道路等については、車両・歩行者の通行の危険箇所や見通し不良箇所等が存在していることから、通行の安全確保のための防護柵、道路反射鏡等の保安施設の設置・更新が必要となっています。

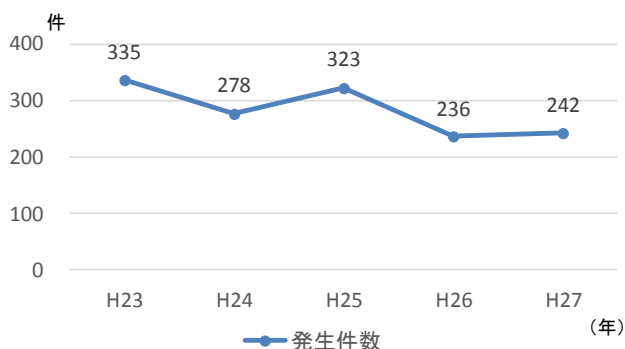
通学路、生活道路を中心に、道路施設の安全確保に努めています。また、警察や関係機関の協力を得て、事故防止対策を講じています。子どもや高齢者など交通弱者に配慮しながら、通学路などの生活道路を中心に交通安全施設整備の推進が望まれます。

- ◆ 消費者の保護のため、消費者講演会、出前講座などを実施し、消費者保護に努めています。また、東日本大震災による、食品の放射能に対する不安を払拭するため、食品放射能検査を実施しています。消費者は、自らが自らの目で物を見分け、自主的・合理的な消費生活の実現を目指して行動することが重要であり、行政は正しい知識や情報を的確に提供していく必要があります。

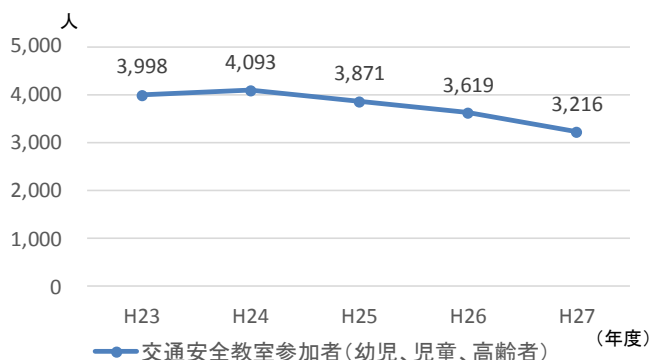
消費者団体である「くらしの会」に対する支援を行うとともに、自主的な活動を促進していますが、多様化する消費者問題に対応するため、継続的な支援が必要です。

消費生活センターは、利根郡内町村との協定により、市民のほか周辺町村民からの相談にも対応しています。消費者が利用しやすい消費生活センターを目指し、施設の充実と強化が必要です。

■ 刑法犯発生件数の状況

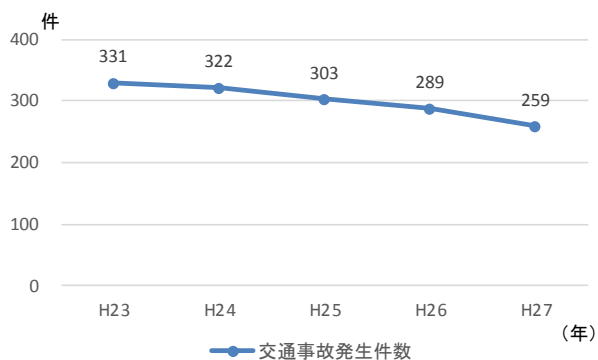


■ 交通安全教室及び区画線整備の状況

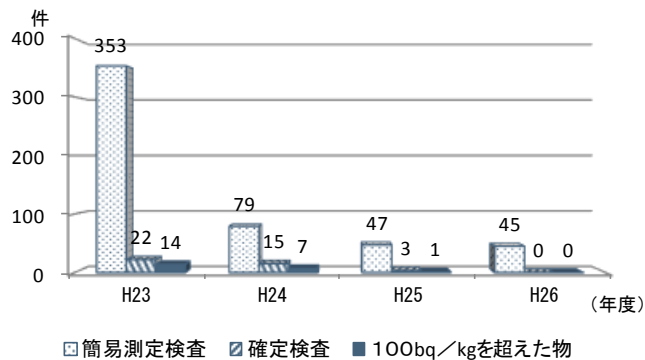


※児童交通安全教室（交通指導員活動）、幼児交通安全教室（タフティクラブ等）、高齢者交通安全教室（タフティクラブ等）の計

■ 交通事故発生件数

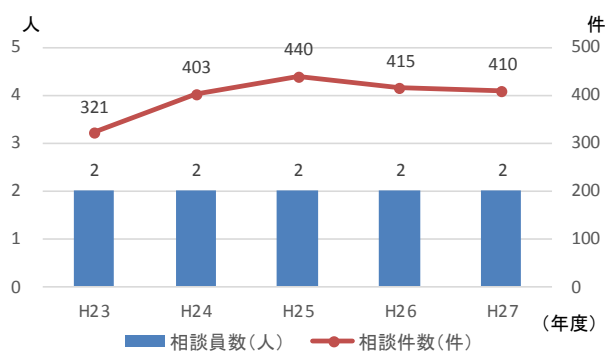


■ 食品等放射性物質検査実施状況



※平成 24 年 5 月から実施

■ 消費生活相談員数及び相談件数



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
第 10 次沼田市交通安全計画	H28~H32	交通安全対策基本法第 26 条の規定に基づき、交通安全に関する大綱を定め、具体的な交通安全対策を推進し、交通事故の発生を抑制して市民が安全で安心して暮らせる街づくりを目指す。



交通安全街頭指導

● 基本施策

(1) 防犯まちづくりの推進

- ・犯罪の発生しにくい環境づくりを推進するため、防犯灯の設置や電気料補助を行うとともに、地域住民の主体的な活動等を支援します。

(2) 交通安全対策の推進

- ・警察や関係機関の協力を得て、事故多発地点の事故防止対策を講じます。
- ・学校や幼稚園付近の歩道のない市道に、グリーン帯の設置を推進します。
- ・道路標識、防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの交通安全施設の新設、更新を計画的に推進します。
- ・第10次沼田市交通安全計画に基づいた施策を推進します。
- ・交通弱者である子どもや高齢者を交通事故から守るため、参加・実践型交通安全教室を推進します。
- ・交通指導員による街頭指導や警察・関係団体と協力して、事故を減少させるための啓発活動を推進します。

(3) 消費生活の安定

- ・消費生活に関する資料の充実を図るとともに、市民に対する消費者情報の提供に努めます。
- ・消費生活に関する各種講座などを通じ、消費者の教育と啓発を図ります。
- ・商品表示適正化のための立ち入り検査を行います。
- ・消費生活の改善活動を行っている消費者団体の育成を図るとともに、その活動を支援します。
- ・消費生活相談員の確保と育成に努めるとともに、相談事業、情報提供、指導啓発の充実を図ります。
- ・高齢者等を消費者被害から守るための見守りネットワークとして、消費者安全確保地域協議会の設置について検討します。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
交通安全教室参加人員	3,303人	3,700人	交通指導員やタフティクラブによる交通安全教室
交通事故発生件数	259件	194件	25%削減を目指す。
区画線整備延長距離	10,870m	12,000m	センターライン、外側線、グリーン帯等の補修
消費生活相談員（相談件数）	2人、410件	3人、470件	消費生活相談員数及び消費生活相談件数

第4節 日頃から危機への対応力を高めます（防災、国民保護）

● 現状と課題

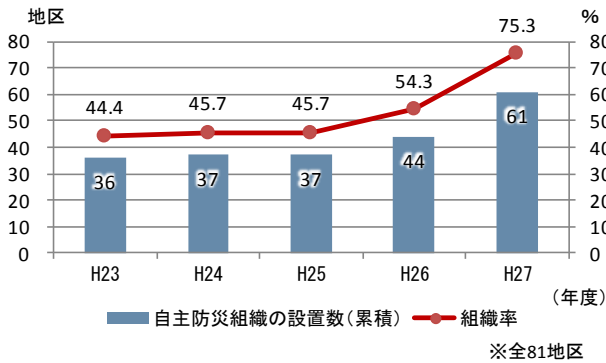
- ◆ 防災まちづくりの推進のため、自主防災組織の設立を進めており、平成28年3月末現在で、61地区（75.3%）において設立されています。今後は、自主防災組織の育成と充実、全区での組織設立が課題です。

公共建築物（市有）及び生活拠点となる住宅の耐震化が当初の計画よりも遅れています。住宅の耐震診断の結果が耐震化に反映されていないため、補助制度の拡充と更なる広報活動が必要です。

また、市有建築物は、施設管理計画を考慮し、耐震化を推進する必要があります。

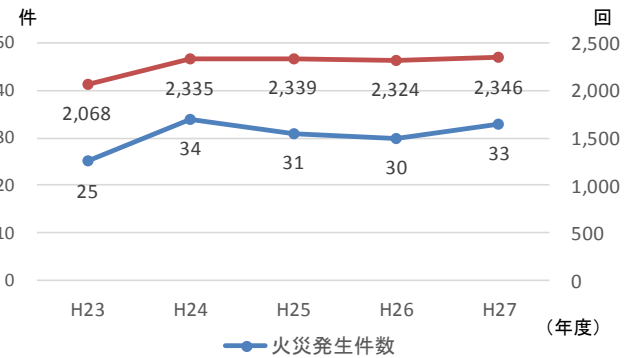
- ◆ 消防団詰所、消防水利、消防車両の更新を計画的に行い、消防力の強化を図っています。また、新成人向けに消防団員募集のリーフレットなどを配布するほか、「広報ぬまた」において、消防団員活動の紹介コーナーを設けるなど消防団員の確保対策を行っています。消防団詰所、消防水利、消防車両については、今後も計画的に更新をする必要があります。また、団員確保は依然として課題であり、地域への働きかけを行うほか、広報活動などを推進する必要があります。
- ◆ テロやミサイル攻撃等から市内の全ての人を守るために、平成19年2月に制定された沼田市国民保護計画に基づき、国、県、関係機関との連携強化を図るとともに、情報伝達機器の整備を行っています。国の指針や県の計画変更により、沼田市国民保護計画を変更する必要があります。また、国、県、関係機関との更なる連携強化を図るとともに、時代に合わせた情報伝達方法の検討も必要となります。

■ 自主防災組織の設置数



※全81地区

■ 火災発生件数及び救急車出動回数



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
第2期沼田市耐震改修促進計画	H28~H32	既存建築物の耐震性能の向上を図り、地震災害に対し市民の生命と財産を守る。
自主防災組織の育成	H28~	自主防災組織設立（沼田地区）
沼田市国民保護計画	H18~	武力攻撃事態、緊急処理事態が生じた場合、市内の全ての人々の生命・身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施する。

● **基本施策**

(1) **防災まちづくりの推進**

- ・ 自主防災組織関連の座談会や出前講座を実施し、組織設立に努めます。
- ・ 自治会単位の地区防災訓練等を実施し、実効性のある組織編成に努めます。
- ・ 木造住宅の無料耐震診断の継続、耐震改修補助事業の金額を含む制度の見直しを行い、普及活動の充実を図ります。
- ・ 市有施設のうち、特に耐震化が遅れている災害対策拠点や避難収容施設の耐震化を重点的に推進します。

(2) **地域防災の強化**

- ・ 老朽化した消防団詰所や消防水利などの施設については、団員の安全確保や地域の消防力強化のため、計画的に更新等を図ります。
- ・ 消防車両については、有事の際における、地域・団員の安全確保の観点からも計画的に更新を図ります。

(3) **国民保護に係る市民意識の向上**

- ・ 国の指針や県の計画変更により、沼田市国民保護計画を変更します。
- ・ 国、県、関係機関との顔の見える関係づくりにより、更なる連携強化を図ります。
- ・ 武力攻撃事態、緊急対処事態に対する市民意識の向上を図ります。
- ・ 時代に合わせた情報伝達方法を検討します。

● **指標**

指標名	現状値	目標値	解説
自主防災組織の組織率	75.3%	100%	結成地区／全地区
住宅の耐震化率	57.1% (H27年度末)	80%	耐震性を満たす住宅／住宅総数
公共施設の耐震化率	81.8% (H27年度末)	95%	耐震補強済み市有建築物／市有建築物総数
消防体制	消防団詰所 41 か所 消防車両 41 台	消防団詰所 41 か所 消防車両 41 台	消防団詰所：5か年で5か所更新 消防車両：5か年で18台更新



消防車両